

町名変更（読み方）の手続きについて 資料3

1 根拠法令等

○地方自治法 第260条

市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

※参考：R6.4.25 衆議院 地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会 質疑抜粋

【総務省 三橋 官房審議官】

町字の変更を行う際は、地方自治法第260条の手続きとなる。したがって、自治体の議会の議決を得て行うこととなる。文字が同一で、呼称のみの変更であっても同様の手続きが必要。

2 町名変更の要件 ※札幌市町名変更の手続に関する事務取扱要領より抜粋

(1) 地域住民からの要望があること

多くの要望があることが客観的にも明らかであり、かつ、正当な理由があることを確認

ア 町内会からの要望

イ 町内会の総会において、町名変更に係る決議がなされていること

ウ 当該町の住民及び事業者に対し町名変更に係る周知を図ったこと（チラシ等の掲示・回覧、町内会広報・ホームページへの記事掲載等を確認）

エ 当該町に住所を有する15歳以上の住民の4分の1以上の署名

(2) 目立った反対運動等の動きがないこと

札幌市が現地調査等を行い、反対運動等の有無を確認

(3) 外部有識者からのご意見の聴取

札幌市住居表示懇談会を設置し、学識経験者等からの意見を聴取



これらを踏まえ、必要要件が満たされているか総合的に判断し、議案提出の適否を決定、申請団体に通知

3 水車町 町名変更の手続きフロー

町名変更の要望

変更を求める議決を添付した町内会の総会等資料
地域の方の変更を求める署名1,060名分
令和7年2月27日提出

現地調査

当該地域の建物等の表記
地域への聞き取り
令和7年5～6月実施

住居表示懇談会

要望に関し、委員の皆様
からご意見を聴取
令和7年7月2日開催

要望への適否

現地調査等を踏まえ要望
の適否を判断

議会への議案提出

要望が適の場合、町名変更案を議案として議会に提出

町名変更に関する告示

議案を可決いただいた場合は、速やかに町名変更を告示

町名変更の施行

告示から約1カ月後に町名変更の施行